

令和7年度札幌市立保育所等代替看護師配置業務

質問番号	質問内容	回答
1	・業務実施日の毎月5日、年間60日は「実施保育所等一覧」に示されている保育施設全体での数量か、それとも保育施設1ヵ所あたりの数量どちらになるか ・委託者との打合わせは基本的に業務実施者が参加することを想定しているか また、もしその場合、業務実施者による参加が難しい場合には、受託者など業務実施者以外が代わりに参加することは可能か ・打ち合わせ費用についての取り決めはあるか ・委託者の指定する業務実施日に、万が一予定していた業務実施者が勤務できなくなった場合、別の業務実施者を代替として勤務させることは可能か ・業務実施者が何らかの理由により、遅刻または早退し、予定の勤務時間よりも短くなった場合の取り決めはあるか ・受託者が準備する物品等はあるか	・毎月5日、年間60日は「実施保育所等一覧」に示されている保育施設全体での数量となります。 ・打ち合わせに関しましては、業務実施者に対し、業務従事時間内において、各園看護師より医療的ケアの実施に係る説明をさせていただきます。また、上記とは別に受託者へは事前に各園の医療的ケア児に係る情報(主治医の意見書・指示書等)を提供させていただきます。 なお、契約事務を担当している子ども未来局子育て支援課事務職員と受託者との打合わせは想定しておりませんが、必要に応じ対応させていただきます。打ち合わせ費用の取り決めはありません。 ・業務実施日に、予定していた業務実施者が勤務できなくなった場合、別の業務実施者を代替として勤務させることは可能です。 ・業務実施者が何らかの理由により予定の勤務時間よりも短くなった場合についての取り決めはありませんので、当該事象が発生した場合は対応について都度協議をさせていただきます。 ・受託者が準備する物品等はありません。医療機器その他備品については、各園のものを使用させていただくことになります。 なお、被服の貸与はございませんので、業務実施者は動きやすい格好で従事できるよう留意願います。
2		
3		